

令和6年度射水市看護学生修学資金貸与生

募集要項

1 目的

将来、射水市民病院(以下「市民病院」という。)に保健師又は看護師(以下「看護職員」という。)として勤務しようとする看護学生に対し、修学資金を貸与することにより修学を容易にし、市民病院の看護職員を確保することを目的としています。

2 応募資格 住所要件を撤廃しました。

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条及び第21条の規定により文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した保健師養成所若しくは看護師養成所(以下「養成施設」と総称する。)に在学する方で、次に該当する方です。

- (1) 心身強健で学業成績が優秀である方
- (2) 性行が善良である方
- (3) 在学する養成施設の長(以下「校長」という。)の推薦がある方
- (4) 他の奨学金を受けていない方

3 貸与額

月額50,000円

4 貸与期間

修学資金の貸与を決定したときに定める月から在学している養成施設の正規の修学期間を修学する月まで

5 貸与の申請

「看護学生修学資金貸与申請書(様式第1号)」、校長の推薦調書(様式第2号)等を下記記載の提出先に提出してください。

6 連帯保証人

申請時に連帯保証人2名の申出が必要となります。なお、そのうち、1名は申請者と生計を別にする方とする必要があります。

7 申請期限

令和6年4月30日(火)【消印有効】

8 貸与の決定

学業成績等を考慮し、面接選考、適性検査等を行った上で決定し、本人に通知します。

9 返還の免除

最終年次に看護師（保健師）国家試験に合格し、卒業後、市民病院において5年間看護職員として業務に従事したときは、貸与した修学資金が全額免除となります。

10 返還

次のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該養成施設を卒業した日から起算して1年以内に看護師の免許を取得することができなかったとき。
- (3) 養成施設の卒業後直ちに看護職員として市民病院に採用されなかったとき。
- (4) 返還の免除を受ける前に市民病院を退職し、又は看護職員としての業務以外の事由により死亡したとき。

11 返還方法

返還事由が生じた月の翌月から起算して5年以内において、半年賦又は年賦による均等返還となります。（利子は付さない。）

12 返還の猶予

修学資金の貸与を受けた方が、次のいずれかに該当する場合は、その期間、修学資金の返還を猶予することができます。

- (1) 当該養成施設を卒業した後、市民病院において看護職員として業務に従事しているとき。
- (2) 修学資金の貸与を取り消された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (3) 当該養成施設を卒業した後さらに他の養成施設において修学しているとき。
- (4) やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

13 書類提出・問合せ先

〒934-0053

射水市朴木20番地

射水市民病院 経営管理課・TEL 0766-82-8100